

令和8年度（2026年度）犬の捕獲及び  
犬・猫引取関係現場業務委託 仕様書

1 目的

この仕様書は、犬捕獲及び犬・猫引取関係現場業務委託契約に基づき受託者が行う業務の実施に必要な事項を定める。

2 使用施設等

受託者が行う本業務に使用する施設及び車両は、次のとおりとする。

(1) 施設

施設名	所在地	主要施設	備考（設備等）
動物管理センター	佐賀市三瀬村 大字藤原 字天塘 2 9 3 1	抑留処分棟 管理事務所	致死処分設備、焼却設備、 飼養管理に要する設備、備品等
唐津保健福祉事務所抑留所	唐津市菜畑衣干山 4 5 5 7	抑留棟	飼養管理に要する設備、備品等
犬猫譲渡センター	武雄市武雄町富岡 1 2 7 2 4 - 4	愛護棟 管理棟	飼養管理に要する設備、備品等

(2) 車両

自動車の名称	年式	番号	排気量 cc	使用燃料
小型4輪特殊車	H 2 6	佐賀 8 0 0 す 9 2 0	1, 7 9 8	ガソリン
小型4輪特殊車	H 2 6	佐賀 8 0 0 す 9 2 1	1, 7 9 8	ガソリン
小型4輪特殊車	H 2 6	佐賀 8 0 0 す 9 2 2	1, 7 9 8	ガソリン

3 業務内容等

(1) 犬の捕獲業務

徘徊犬等を県からの発注に基づき、捕獲すること。

(2) 所有者不明の犬の出張回収業務

所有者不明の犬を県からの発注に基づき、その犬の拾得者宅等へ出張し回収すること。

(3) 所有者からの犬・猫の出張引取り業務

犬・猫を県からの発注に基づき、犬・猫の所有者宅等へ出張し引き取ること。

(4) 犬・猫の回収業務

県が引き取った犬・猫を県からの発注に基づき、回収すること。

(5) 負傷動物の収容業務

負傷動物を県からの発注に基づき、収容すること。

(6) 動物の運搬業務

上記(1)から(5)に係る動物(収容中に死亡した動物を含む)を保健福祉事務所、唐津保健福祉事務所抑留所、犬猫譲渡センター、動物管理センター又は県からの発注に基づき指定する場所へ運搬すること。

(7) 所有者からの犬・猫の引取り業務

唐津保健福祉事務所抑留所、犬猫譲渡センター及び動物管理センターにおいて、県からの発注に基づき、所有者から、犬・猫を引き取ること。

(8) 所有者不明の犬・猫の引取り業務

唐津保健福祉事務所抑留所、犬猫譲渡センター及び動物管理センターにおいて、県からの発注に基づき、所有者不明の犬・猫を引き取ること。

(9) 動物の返還業務

唐津保健福祉事務所抑留所、犬猫譲渡センター及び動物管理センターにおいて、所有者(保健福祉事務所で返還手続を終えた者)へ動物を返還すること。

(10) 犬・猫の譲渡業務

- ・ 犬猫譲渡センター及び動物管理センターにおいて、県の規定に基づいて譲渡に適した犬・猫を選定し、可能な限りにおいてクレート・ケージトレーニングを行う等により家庭動物としての適性を伸ばすようすること。
- ・ 犬・猫の譲受を希望する者に、適正な飼養等に関する説明を行った上で、犬・猫を引き渡すこと。
- ・ 引き渡し後、概ね6ヶ月を経過した時点において、犬・猫を譲受した者に、県の規定に基づく飼養状況調査及び必要な助言を行うこと。
- ・ 譲渡可能な犬・猫の情報を、県が指定するホームページ等で公開すること。

(11) 動物の飼養管理業務

- ・ 犬猫譲渡センター及び動物管理センターで飼養する動物を、適正に飼養管理すること。
- ・ 所有者不明の動物は、原則として7日以上飼養管理すること。
- ・ 咬傷犬は、狂犬病予防員の指示があるまで適正に飼養管理すること。
- ・ 譲渡を目的とする犬・猫は、原則として譲渡されるまでの期間飼養管理すること。
- ・ 所有者から一時預かりした動物については、所有者に返還するまで飼養管理すること。
- ・ 捕獲した犬及び所有者不明の犬・猫は、マイクロチップリーダーによりマイクロチップの装着の有無を確認すること。
- ・ 飼養管理している犬猫は1日3時間以上運動スペース等で自由に運動することができ、状態に置くよう努めること。また、散歩や遊具を用いたふれあいを毎日行うよう努めること。ただし、傷病中の犬猫の場合はこの限りではない。また、休日にあつて

は可能な限りで対応すること。

(12) 動物の致死処分及び遺体管理業務

- ・ 動物管理センターにおいて、致死処分設備を使用し動物を致死処分すること。また、遺体は、県が委託した業者が回収するまで適正に保管すること。

(13) 関連施設の清掃、消毒及び維持管理業務

次の施設の清掃、消毒及び維持管理を行うこと。

- ・ 動物管理センター
- ・ 唐津保健福祉事務所抑留所
- ・ 犬猫譲渡センター
- ・ 各保健福祉事務所犬舎（杵藤保健福祉事務所を除く。）

(14) 上記（１）～（１３）に掲げる業務に関連した業務

上記（１）～（１３）に掲げる業務のうち、その業務を要する日の業務内容に関連及び付随した業務を行うこと。

4 業務実施区分

委託業務に係る県と受託者の業務の実施区分は、次の表のとおりとする。

業 務	実施区分		備 考
	県	受託者	
(1) 犬の捕獲			
県民からの通報受付	○		
受託者へ捕獲発注	○		
捕獲現場対応		○	
報告		○	
公示	○		
(2) 所有者不明の犬の出張回収			
県民からの通報受付	○		
受託者へ出張回収発注	○		
出張及び生体の回収		○	
報告		○	
公示	○		
(3) 所有者からの犬・猫の出張引取り			
県民からの引取り申請受付	○		
受託者へ出張引取り発注	○		
出張及び生体の引取り		○	

報告		○	
(4) 犬・猫の回収			
県民からの引取り	○		
受託者へ回収発注	○		
生体の回収		○	
報告		○	
(5) 負傷動物の収容			
県民からの通報受付	○		
受託者へ収容発注	○		
生体の収容		○	
報告		○	
公示	○		
(6) 動物の運搬			
車両を使用した動物の運搬		○	
(7) 所有者からの犬・猫の引取り			
県民からの引取り申請受付	○		
受託者へ引取り発注	○		
犬・猫の生体の引取り		○	
報告		○	
(8) 所有者不明の犬・猫の引取り			
県民からの引取り申請受付	○		
受託者へ引取り発注	○		
犬・猫の生体の引取り		○	
報告		○	
公示	○		
(9) 動物の返還			
返還申請受付	○		
受託者へ返還発注	○		
生体の返還		○	
報告		○	
(10) 犬・猫の譲渡			
譲渡する犬・猫の選定		○	
譲渡する犬・猫の家庭動物としての適正化		○	
譲渡可能な犬・猫の情報の公開		○	

県民等からの譲渡受付		○	
譲受希望者への適正な飼養等に関する説明		○	
動物の譲渡		○	
譲渡後の飼養状況調査及び必要な助言		○	
報告		○	
(11) 動物の飼養管理業務			
全ての動物の飼養管理		○	
(12) 動物の致死処分及び遺体管理業務			
受託者へ致死処分に関する指示	○		
遺体の管理		○	
(13) 関連施設の清掃、消毒及び維持管理			
清掃、消毒及び維持管理		○	
(14) 上記(1)～(13)の業務に関連した業務			
上記(1)～(13)の業務に関連及び付随した業務	○	○	

## 5 業務計画

### (1) 捕獲収容業務（上記3(1)、(2)、(5)の業務）

- 県からの業務発注に対応するために、原則として、次の班を編成し対応する区域の業務を行うこと。

班	区 域
1 班	佐賀中部保健福祉事務所管轄区域、鳥栖保健福祉事務所管轄区域、唐津保健福祉事務所管轄区域（※）
2 班	伊万里保健福祉事務所管轄区域、杵藤保健福祉事務所管轄区域、唐津保健福祉事務所管轄区域（※）

（※）唐津保健福祉事務所管轄区域は、状況に応じて対応可能な班が対応する。

- 犬の捕獲業務については、犬の生態等を熟知し捕獲についての技能知識を有する者を犬の逸走防止及び犬からの咬傷事故等を防止できる人数配置すること。
- 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に規定する捕獲業務については、管理責任者が捕獲現場で従業員の指揮監督を行い、業務を遂行すること。なお、管理責任者は、狂犬病予防員が狂犬病予防法に定める抑留対象犬であることを確認した後、従業員に対して捕獲の指示をすること。

### (2) 出張引取り及び回収業務（上記3(3)、(4)の業務）

原則として次の区域に対応する日程の午後に業務を行うこと。

区 域	日 程
佐賀中部保健福祉事務所管轄	月曜日、水曜日
鳥栖保健福祉事務所管轄	火曜日、木曜日
唐津保健福祉事務所管轄	月曜日、水曜日
伊万里保健福祉事務所管轄	火曜日、木曜日
杵藤保健福祉事務所管轄	月曜日、水曜日

(3) 動物の運搬業務（上記3（6）の業務）

- ・ 原則として次の区域に対応する施設に運搬すること。

区 域	施 設
佐賀中部保健福祉事務所管轄	動物管理センター
鳥栖保健福祉事務所管轄	動物管理センター
唐津保健福祉事務所管轄	動物管理センター あるいは犬猫譲渡センター
伊万里保健福祉事務所管轄	犬猫譲渡センター
杵藤保健福祉事務所管轄	犬猫譲渡センター

- ・ 施設への運搬完了後、いずれの施設へ収容したかを管轄保健福祉事務所へ報告すること。
  - ・ 犬猫譲渡センターで飼養する動物で抑留期間が満了したものは、原則として金曜日に動物管理センターへ運搬すること。
  - ・ 動物病院への動物の搬入時又は搬出時の運搬は、適宜対応すること。
- (4) 唐津保健福祉事務所抑留所、犬猫譲渡センター及び動物管理センターでの引取り等の業務（上記3（7）～（10）の業務）

- ・ 犬猫譲渡センター及び動物管理センターにおいて業務時間内は、対応すること。
- ・ 唐津保健福祉事務所抑留所においては、適宜対応すること。

(5) 動物の飼養管理業務（上記3（11）の業務）

動物の飼養管理は、原則として毎日（土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条で定める国民の祝日をいう。以下同じ。）を含む。）行うこと。

(6) 動物の致死処分及び遺体管理業務（上記3（12）の業務）

- ・ 致死処分は、原則として金曜日に行い、遺体は県が委託した業者が回収するまで適正に保管すること。

(7) 関連施設の清掃、消毒及び維持管理業務（上記3（13）の業務）

- ・ 犬猫譲渡センター及び動物管理センターの清掃は、原則として毎日行うこと。

- ・ 犬猫譲渡センター及び動物管理センターの消毒は、原則として週に1回以上行うこと。ただし、伝染性疾病の発生等が認められる場合には、毎日行うこと。
- ・ 唐津保健福祉事務所抑留所及び各保健福祉事務所犬舎の清掃は、原則として毎日行い、消毒は原則として週に1回以上行うこと。ただし、犬や猫が飼養されておらず清掃及び消毒の必要を認めない場合は除く。
- ・ 唐津保健福祉事務所抑留所、犬猫譲渡センター及び動物管理センターの施設とその周辺環境の維持管理を行うこと。

## 6 業務を要する日、業務対応時間、業務内容

### (1) 業務を要する日、業務内容

- ア 平日（毎週月曜日から金曜日までで、休日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）と盆休を除く）
- ・ 上記3（1）～（14）の業務を行うこと。
- イ 休日を除く盆休（8月13日から8月15日まで）
- ・ 上記3（7）～（14）までの業務を行うこと。
- ウ 休日
- ・ 上記3（11）、（13）、（14）の業務を行うこと。
- エ 休日に犬や猫の譲渡を実施することを目的として県が別途定める日（以下「休日譲渡日」とする。）
- ・ ウに加え、犬猫譲渡センターあるいは県と協議の上決定するイベント会場等にて上記3（10）の業務を行うこと。
- オ 休日に業務を行う日として県が別途定める日（以下「休日開館日」とする。）
- ・ ウに加え、犬猫譲渡センターにて上記3（9）（10）の業務を行うこと。

### (2) 業務対応時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、休日譲渡日及び休日開館日については対応時間を別途定める。

### (3) 緊急時対応

県から緊急の対応を要する捕獲等の発注があった場合は、上記（1）、（2）以外においても対応すること。

## 7 業務報告

別に定める報告様式に従い、業務完了後、速やかに、毎日及び毎月の業務の報告を電子メールで行うこと。

## 8 天災地変等による契約の不履行

天災地変等により契約の履行ができない場合は、次に掲げるものとし、その場合の契

約の変更について協議することができる。

- (1) 積雪、土砂崩壊等により、動物管理センター及び犬猫譲渡センターへの交通が途絶したとき
- (2) 雷雨、火災及び土砂崩壊等により、動物管理センター、犬猫譲渡センターの施設が使用不能となったとき
- (3) 動物管理センター及び犬猫譲渡センターの主要設備が継続して故障したとき
- (4) その他、前各号に類する事由によるとき

## 9 自動車・パソコンの貸与等

- (1) 県は、本委託業務を実施するために、受託者に対し自動車3台及びパソコン2台を貸与する。なお、使用料は、徴収しない。
- (2) 自動車の使用前及び使用后点検を行い、支障があった場合は、県へその旨を連絡すること。
- (3) 業務を実施するために必要なアプリケーションのパソコンへのインストール及びその経費は受託者が負担する。

## 10 施設等の提供

- (1) 県は、受託者の従業員が詰所等として使用する場所として、動物管理センターの管理棟、唐津保健福祉事務所抑留所及び犬猫譲渡センターの事務室等は無償で提供する。
- (2) 受託者は、上記施設の設備及び備品を無償で利用できる。
- (3) 上記施設等の利用に当たっては、適切な管理を行い、支障があった場合は、県へその旨を連絡すること。

## 11 経費の負担

- (1) 自動車の維持管理費は県の負担とし、燃料代は受託者の負担とする。
- (2) 動物の飼養に係る餌代は、受託者の負担とする。
- (3) 施設の保守管理に係る経費は、県の負担とする。
- (4) 適切な使用のもとで発生した自動車、施設、設備及び備品の故障の修理に必要な経費は、県が負担し、受託者の故意又は過失により発生した故障の修理に必要な経費は、受託者の負担とする。
- (5) 施設の運営に要する電気料、上下水道料及び通信料は県の負担とする。

## 12 業務中の交通事故

交通事故によって損害賠償の必要が生じたときの費用は、受託者の負担とする。

## 13 人員等について

実施業務	人員	業務日数 (対応時間)
「3 業務内容等」に掲げた業務のうち、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(13) 及び (14)	2名を1班とし、2班編成 計4名	239日
「3 業務内容等」に掲げた業務のうち、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13) 及び (14)	動物管理センター 犬猫譲渡センター 計6名 ※人員の配置数は各センターの収容頭数等により変動可能とする。	241日
「3 業務内容等」に掲げた業務のうち休日に実施する(11)、(13) 及び (14)	動物管理センター及び 犬猫譲渡センターに各1名 計2名	124日 (3時間/日)
「3 業務内容等」に掲げた業務のうち、休日譲渡日に実施する(10)、(11)、(13) 及び (14)	犬猫譲渡センターあるいは県と協議の上決定する会場に4名 計4名	原則4日以上 (5時間/日)
「3 業務内容等」に掲げた業務のうち、休日開館日に実施する(9)、(10)、(11)、(13) 及び (14)	犬猫譲渡センターに3名 計3名	24日 (5時間/日)
上記業務に関連及び付随した事務、受付等	動物管理センターに1名 計1名	241日

※ 犬の捕獲等を行う作業員の時間外業務過去実績 2名×2時間×6日

※ 犬猫譲渡センター以外のイベントにおいて休日に譲渡の業務を行う場合等で、1日当たりの対応時間数が不足することが予想される場合は、県と受注者の協議により合計対応時間の変動しない範囲において、休日譲渡日の日数を減らして1日当たりの時間数を増やす、又は休日開館日を減らして休日譲渡日を増やす等の変更も可能とする。

14 動物の総飼養頭数及び貸与車の走行距離等について

(1) 動物の総飼養頭数について

平均年間総飼養頭数は、犬 8,608 頭、猫 7,731 頭である。

(2) 貸与車について

平均年間ガソリン総給油量は 4,089 リットルである。

15 その他

本委託業務を実施するに当たり、県民サービスの一端を担うことを理解し、業務従事者全てが以下のことを遵守すること。

(1) 県民等に対し、親切丁寧に対応すること。

(2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）、狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）及び佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例（平成 20 年条例第 21 号）等の関連法規を遵守すること。

(3) 第 3 次佐賀県動物愛護管理推進計画の方針を理解し、その目標達成に協力すること。

(4) 業務に関連する知識・技術の研鑽に努め、業務の改善による県民へのサービスの向上を図ること。

(5) 県が動物愛護推進員、動物愛護ボランティアと実施する協働事業に協力すること。

(報告関係)

1 日報関係

(1) 抑留台帳

年 月 日 ( )

番号	捕獲場所	犬種	毛色	性別	体格	年齢	首輪	特徴	備考
1									
2									
3									
4									
5									
・									
・									
・									
・									
・									
・									
・									
・									

※捕獲場所を管轄する保健福祉事務所へ報告

(2) 犬捕獲、犬・猫引取り業務日報

年 月 日 ( )

業務区域	犬						猫			
	捕獲(保護)		負傷		引取		負傷		引取	
	成犬	子犬	成犬	子犬	成犬	子犬	成猫	子猫	成猫	子猫

※区域を管轄する保健福祉事務所へ報告

2 月報関係

令和8年度犬捕獲及び犬・猫引取等関係現場業務月報（ ）月分

(1) 犬の捕獲関係

保健福祉事務所		佐賀中部	鳥 栖	唐 津	伊万里	杵 藤	備 考
受注件数							
延べ対応回数							
延べ対応人数							
捕獲頭数							

(2) 所有者不明の犬の出張回収業務関係

保健福祉事務所		佐賀中部	鳥 栖	唐 津	伊万里	杵 藤	備 考
受注件数							
引取頭数	成犬						
	子犬						

(3) 所有者からの犬・猫の出張引取り業務関係

保健福祉事務所		佐賀中部	鳥 栖	唐 津	伊万里	杵 藤	備 考
受注件数							
犬引取 頭数	成犬						
	子犬						
猫引取 頭数	成猫						
	子猫						





(7) 所有者からの犬・猫の引取り業務関係

受注件数

保健福祉事務所	佐賀中部	鳥 栖	唐 津	伊万里	杵 藤	備 考
受注件数						

引取り内訳

場所		動物管理センター	唐津保健福祉事務所 抑留所	犬猫譲渡センター
犬引取り 頭数	成犬			
	子犬			
猫引取り 頭数	成猫			
	子猫			

(8) 所有者不明の犬・猫の引取り業務関係

受注件数

保健福祉事務所	佐賀中部	鳥 栖	唐 津	伊万里	杵 藤	備 考
受注件数						

引取り内訳

場所		動物管理センター	唐津保健福祉事務所 抑留所	犬猫譲渡センター
犬引取り 頭数	成犬			
	子犬			
猫引取り 頭数	成猫			
	子猫			

(9) 動物の返還業務関係

受注件数

保健福祉事務所	佐賀中部	鳥 栖	唐 津	伊万里	杵 藤	備 考
受注件数						

返還内訳

場所		動物管理センター	唐津保健福祉事務所 抑留所	犬猫譲渡センター
		犬返還頭 数	成犬	
子犬				
猫返還頭 数	成猫			
	子猫			
その他				

(10) 動物の譲渡業務関係

対応件数

	件数 (延べ)			
	動物管理センター		犬猫譲渡センター	
	電話	来訪	電話	来訪
犬		組 名		組 名
猫		組 名		組 名
その他		組 名		組 名

休日譲渡日、休日開館日実施状況

開催日	参加者 来訪者	譲渡成立頭数			
		犬		猫	
	組 名	成 頭	子 頭	成 頭	子 頭

譲渡内訳

場所		動物管理センター	犬猫譲渡センター
		犬譲渡頭数	成犬
子犬			
猫譲渡頭数	成猫		
	子猫		

譲渡先の詳細

管理番号	動物種 (品種)	性別	年齢	特徴	譲渡者氏名	住所	連絡 先	備考

(11) 動物の飼養管理業務

犬飼養月報

番号	管轄 HWO	犬種	性別	年齢	毛色	体格	1	2	3	～	31
							月	火	水	～	日
1											
2											
・											

佐：佐賀中部保健福祉事務所、鳥：鳥栖保健福祉事務所、唐：唐津保健福祉事務所、伊：伊万里保健福祉事務所、杵：杵藤保健福祉事務所、成：成犬、子：子犬、捕：捕獲犬、引：所有者からの引取り犬、保：所有者不明の引取り犬、負：負傷収容犬、譲：譲渡、安：致死処分、返：返還、死：自然死

猫飼養月報

番号	管轄 HWO	種類	性別	年齢	毛色	1	2	3	4	5	～	31
						月	火	水	木	金	～	日
1												
2												
・												

佐：佐賀中部保健福祉事務所、鳥：鳥栖保健福祉事務所、唐：唐津保健福祉事務所、伊：伊万里保健福祉事務所、杵：杵藤保健福祉事務所、成：成猫、子：子猫、引：所有者からの引取り猫、保：所有者不明の引取り猫、負：負傷収容猫、譲：譲渡、安：致死処分、返：返還、死：自然死

給餌・給水月報

日		動物管理センター	犬猫譲渡センター
日	曜日		
1			
2			
3			
4			
・			
・			
31			

※実施日に○を付けること。

(12) 動物の致死処分及び遺体管理業務関係

動物種	致死処分実施日	委託業者回収日	備考

(13) 関連施設の清掃業務関係

実施日		動物管理センター		唐津保健福祉事務所抑留所		犬猫譲渡センター		保健福祉事務所犬舎								備考
								佐賀中部		鳥栖		唐津		伊万里		
日	曜日	清掃	消毒	清掃	消毒	清掃	消毒	清掃	消毒	清掃	消毒	清掃	消毒	清掃	消毒	
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
・																
・																
・																
・																
・																
31																

※ 実施日に○を付けること。